

大阪市子育てのための施設等利用給付認定に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の5第2項に規定する子育てのための施設等利用給付認定（以下「給付認定」という。）を行うにあたり、同法、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。）、大阪市子ども・子育て支援法施行条例（平成26年条例第98号）及び大阪市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年大阪市規則第15号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認定申請)

第2条 法第30条の5第1項の規定による給付認定の申請（以下「認定申請」という。）に係る小学校就学前子ども（法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）が法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等（以下「特定子ども・子育て支援施設等」という。）のうち法第7条第10項第1号から第3号までに掲げるもの（以下「幼稚園等」という。）のいずれかを利用しようとする場合の認定申請は、次の各号に定める申請書により、当該認定申請に係る小学校就学前子ども（以下「認定申請子ども」という。）が利用しようとする幼稚園等を経由して、市長に対して行う。

(1) 認定申請子どもが法第30条の4第1号に該当するものとして認定申請を行う場合
子育てのための施設等利用給付認定（新1号）申請書兼認定区分変更申請書（様式第1号）

(2) 認定申請子どもが法第30条の4第2号又は第3号に該当するものとして認定申請を行う場合
子育てのための施設等利用給付認定（新2・3号）申請書兼認定区分変更申請書（様式第2号）

2 認定申請子どもが幼稚園等以外の特定子ども・子育て支援施設等を利用しようとする場合の認定申請は、子育てのための施設等利用給付認定（保育認定）申請書・現況届（様式第3号）により、市長に対して行う。

(認定申請の時期)

第3条 前条第1項の認定申請は、給付認定を希望する期間の開始する日の属する月の前月5日までに行わなければならない。ただし、幼稚園等経由での提出に伴う事情その他やむを得ない事項があると市長が認める場合については、この限りではない。

2 前条第2項の認定申請は、給付認定を希望する期間の開始する日まで（認定申請を行う保護者（以下「認定申請保護者」という。）が他市区町村から転入をしたときは、当該転入をした日から14日以内）に行わなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合については、この限りではない。

(認定申請に係る審査)

第4条 市長は、認定申請があったときは、当該認定申請に係る審査を行う。

- 2 市長は、前項の審査に必要な書類について、認定申請保護者に提出を求め、また、必要があると認めるときは、実地調査その他の調査を行うことができる。
- 3 市長は、認定申請を受けた日から30日以内に、当該認定申請に対する処分をするものとする。ただし、市長は、認定申請が集中する時期における認定申請であることその他の特別な理由がある場合は、認定申請保護者にその旨及び当該処分になお要する期間を示すことにより、当該処分に要する期間を延長することができる。

(給付認定)

第5条 市長は、前項第1項の審査の結果、給付認定を行う場合は、次の区分により認定するものとする。

- (1) 3歳児以上・教育認定 給付認定に係る小学校就学前子ども（以下「認定子ども」という。）が法第30条の4第1号に該当するとき
 - (2) 3歳児以上・保育認定 認定子どもが法第30条の4第2号に該当するとき
 - (3) 2歳児以下（非課税世帯）・保育認定 認定子どもが法第30条の4第3号に該当するとき
- 2 市長は、給付認定を行う場合は、認定申請保護者に対し、子育てのための施設等利用給付認定通知書（様式第4号）によりその旨を通知する。

(却下)

第6条 市長は、第4条第1項の審査の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、これを却下するものとする。

- (1) 認定申請子どもが法第30条の4各号のいずれにも該当しない場合
 - (2) 認定申請保護者が市内に居住地を有さないとき（ただし、法第30条の5第2項ただし書に該当するときであって、認定申請保護者の現在地が大阪市内であるときを除く。）
 - (3) 認定申請に係る申請書又はその添付書類の内容に虚偽があると認められる場合
 - (4) 認定申請に係る申請書又はその添付書類の内容に不備があり、訂正又は追加書類の提出その他の補正を依頼したが、認定申請保護者が相当の期間内に応じなかった場合
- 2 市長は、認定申請を却下したときは、認定申請保護者に対し子育てのための施設等利用給付認定申請却下通知書（様式第5号）によりその旨を通知する。

(教育・保育給付認定に係るみなし認定)

第7条 市長は、法第30条の5第7項の規定により教育・保育給付認定保護者（法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。）が給付認定を受けたものとみなされるときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、子育てのための施設等利用給付みなし認定通知書（様式第6号）によりその旨を通知する。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が当該給付認定に伴う給付を受けないことが明らかな場合その他の通知を要しないと認められる場合はこの限りでない。

(みなし認定に係る調査)

第8条 市長は、前条の給付認定（以下「みなし認定」という。）に係る教育・保育給付認定保護者（以下「みなし認定保護者」という。）が法第30条の2の規定により当該みなし認定に係る子育てのための施設等利用給付（以下「給付」という。）を受けようとするときその他必要と認めるときは、給付を受ける資格の継続を確認するため、法第30条の3で準用する法第14条第1項の規定により、当該みなし認定保護者に対し、必要に応じて子育てのための施設等利用給付にかかる届出書（様式第7号）の提出による現況の報告（以下「現況報告」という。）を求めることができる。

2 前項の現況報告は、子育てのための施設等利用給付認定（保育認定）申請書・現況届（様式第3号）によることもできるものとする。

3 市長は、現況報告により、当該みなし認定に係る小学校就学前子どもが法第30条の4各号のいずれかに該当することその他当該みなし認定保護者が当該みなし認定を受ける資格を有することを確認できなかった場合は、当該みなし認定を取り消すことができる。

4 市長は、前項の規定によりみなし認定を取り消した場合は、当該みなし認定保護者に対し、子育てのための施設等利用給付みなし認定取消通知書（様式第8号）によりその旨を通知する。

(給付認定の変更)

第9条 給付認定に係る保護者（前条第1項に規定するみなし認定保護者を含む。以下「認定保護者」という。）は、法第30条の8第1項の規定により当該給付認定の変更の認定を申請するときは、市長に対し、次の各号に定める申請書を提出しなければならない。

(1) 第5条第1項第1号に係る認定子どもが同項第2号又は第3号に該当するものとして当該給付認定の変更を申請する場合 子育てのための施設等利用給付認定（新2・3号）申請書兼認定区分変更申請書（様式第2号）

(2) 認定子どもが幼稚園等を利用している場合（前号に該当する場合を除く。） 異動届兼認定変更申請書（幼稚園・認定こども園）（様式第9号）

(3) 認定子どもが幼稚園等以外の特定子ども・子育て支援施設等を利用している場合 異動届兼施設等利用給付認定変更申請書（様式第10号）

2 市長は、前項の申請により、当該認定保護者につき、必要があると認めるときは、当該給付認定の変更を行う。

3 前項のほか、市長は、法の定めるところにより、必要があると認めるときは、職権により、給付認定の変更を行うことができる。

4 市長は、前2項の規定により給付認定の変更を行ったときは、当該認定保護者に対し、子育てのための施設等利用給付認定変更通知書（様式第11号）又は子育てのための施設等利用給付みなし認定内容変更通知書（様式第12号）によりその旨を通知する。

5 認定保護者は、法第30条の6に規定する施設等利用給付認定の有効期間（以下「有効期間」という。）内において、次に掲げる事項の変更が生じたときは、速やかに市長に対し、異動届（認定子どもが幼稚園等を利用している場合にあつては、異動届兼認定変更申請書

(幼稚園・認定こども園)(様式第9号)、認定子どもが幼稚園等以外の特定子ども・子育て支援施設等を利用している場合にあっては、異動届兼施設等利用給付認定変更申請書(様式第10号))を提出しなければならない。

- (1) 施行規則第28条の12第1項第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 第2条第1項各号の申請書及びその添付書類に記載した事項(本項の規定により届出をした事項にあっては、直近の当該届出に記載した事項)(前号に掲げる事項又は市長が認める軽微な事項を除く。)
- (3) その他市長が必要と認める事項

(取消し)

第10条 市長は、認定保護者が、法第30条の9第1項各号に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、当該給付認定を取り消すことができる。

- (1) 認定保護者から給付認定の取消しの申し出があったとき
 - (2) 法第30条の4に定める支給要件を満たさなくなったとき
- 2 市長は、給付認定の取消しを行うときは、あらかじめ当該認定保護者に対し取消しの理由について説明するとともに、その意見を聞かなければならない。ただし、行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第1項第4号に定める不利益処分に該当しない場合又は同法第13条第2項各号に該当する場合を除く。
- 3 市長は、第1項の規定により給付認定の取消しを行ったときは、当該認定保護者に対し子育てのための施設等利用給付認定取消通知書(様式第13号)又は子育てのための施設等利用給付みなし認定取消通知書(様式第8号)によりその旨を通知する。
- 4 市長は、第1項の規定により給付認定の取消しを行うことができる場合において、当該認定子どもの特定子ども・子育て支援施設等の利用状況に応じ、前条第3項の規定により、当該給付認定の変更(当該給付認定の区分を第5条第1項第2号から同項第1号に変更する場合に限る。)として処理することができる。

(更新申請等)

第11条 認定保護者は、有効期間の満了後も引き続き給付認定を受けようとするときは、子育てのための施設等利用給付認定更新申請書(様式第14号)を当該有効期間の満了日までに市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合については、この限りではない。

- 2 市長は、前項の規定により申請があった場合において、有効期間の満了後も引き続き保育を必要とする事由があると認めるときは、有効期間を更新し、子育てのための施設等利用給付認定通知書(様式第4号)又は子育てのための施設等利用給付みなし認定通知書(更新)(様式第15号)によりその旨を通知する。
- 3 第4条、第5条第1項及び第6条の規定は、第1項の規定による申請について準用する。

(現況届)

第12条 市長は、認定保護者(当該認定保護者に係る認定子どもが第5条第1項第2号又は

第3号に該当する場合に限る。) に対し、保育を必要とする事由の現況を確認するため、年1回、現況届(様式第16号)及び保育が必要な事由を証明する書類(以下「現況届等」という。)の提出を求めるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により現況届等の提出を求めたにもかかわらず、提出がない場合その他保育を必要とする事由が確認できない場合は、第10条第1項第2号に該当するものとして給付認定を取り消すことができる。

(施行の細目)

第13条 この要綱に定めるもののほか、給付認定に関し必要な細目は、こども青少年局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年3月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に、給付認定の申請その他の手続(以下「申請等」という。)の便宜を図るためにこども青少年局が特定子ども・子育て支援施設等に提供した申請等の様式については、この要綱の規定にかかわらず、当分の間なお使用することができるものとする。

受 付

大阪市記入欄

認定 状況		～
----------	--	---

園記入欄

満3・3・4・5 歳児	No.
-------------	-----

(施設型給付以外の幼稚園用)

子育てのための施設等利用給付認定（新1号）申請書
兼 認定区分変更申請書

(あて先)

大 阪 市 長

年	月	日
---	---	---

どちらかにし点をいれてください。

☐ 新 規
☐ 認定区分変更 ※新2・3号から新1号へ切り替える方は こちらにチェックをしてください。

認 定 保 護 者 ※	現住所	() 方			
	年1月1日 現在の住所	☐ 上記と同じ ☐ 海外 ☐ 大阪市内の他の住所 () 区 ☐ 大阪市以外 () 市・区・町・村	年4月1日 現在の住所 (予定を含む)	☐ 上記と同じ ☐ 海外 ☐ 大阪市内の他の住所 () 区 ☐ 大阪市以外 () 市・区・町・村	
	フリガナ 氏 名				
	電 話 (優先的に使う連絡先 を○で囲んでください)	自 宅	-	-	
		携帯 (父)	-	-	
		携帯 (母)	-	-	

※ 上記保護者を、認定通知及び子育てのための施設等利用給付の対象となる保護者とします。

次のとおり、子育てのための施設等利用給付にかかる新1号認定及び副食費補足給付認定を申請します。

認定を希望する期間	年 月 日	～	就 学 前 そ の 他 (年 月 日まで)
利用 (予定) 施設	施設名		
	所在地		
	利用(予定) 開始日	年 月 日	

世帯構成

※ 年4月1日現在の年齢を記載してください。

区分	氏名	こどもの 続柄	性別	年齢 ※	生年月日	勤務先名／通学先名等	市民税の 課税状況
申請に係る こども	(フリガナ)	本人	男・女		・ ・		
(世帯分離や単身赴任をしている人も含む)	(フリガナ)		男・女		・ ・	(勤務先名／通学先名) (小学校 年) (幼稚園 歳児クラス) (保育所・その他 歳児) ☐ 同居 ☐ 別居 (住所)	☐ 課税 ☐ 非課税
	(フリガナ)		男・女		・ ・	(勤務先名／通学先名) (小学校 年) (幼稚園 歳児クラス) (保育所・その他 歳児) ☐ 同居 ☐ 別居 (住所)	☐ 課税 ☐ 非課税
	(フリガナ)		男・女		・ ・	(勤務先名／通学先名) (小学校 年) (幼稚園 歳児クラス) (保育所・その他 歳児) ☐ 同居 ☐ 別居 (住所)	☐ 課税 ☐ 非課税
	(フリガナ)		男・女		・ ・	(勤務先名／通学先名) (小学校 年) (幼稚園 歳児クラス) (保育所・その他 歳児) ☐ 同居 ☐ 別居 (住所)	☐ 課税 ☐ 非課税
	(フリガナ)		男・女		・ ・	(勤務先名／通学先名) (小学校 年) (幼稚園 歳児クラス) (保育所・その他 歳児) ☐ 同居 ☐ 別居 (住所)	☐ 課税 ☐ 非課税
該当有無	ひとり親世帯	無 ・ 有	在宅障がい者	無 ・ 有	生活保護	無 ・ 申請中 ・ 適用中	
	年1月以降の保護者の扶養関係の変化 ※該当の有無に○			無 ・ 有 (☐ 婚姻 ☐ 離婚 ☐ その他)			

大阪市記入欄

認定
状況

～

園記入欄

満3・3・4・5 歳児

No.

受 付

(共通)

子育てのための施設等利用給付認定（新2・3号）申請書
兼 認定区分変更申請書

(あて先)

大 阪 市 長

年 月 日

どちらかにレ点をいれてください。

☐ 新 規

☐ 認定区分変更

※新1号から新2・3号へ切り替える方は
こちらにチェックしてください。

認 定 保 護 者 ※	現住所	() 方			
	年1月1日 現在の住所	☐ 上記と同じ ☐ 海外 ☐ 大阪市内の他の住所 () 区 ☐ 大阪市以外 () 市・区・町・村	年4月1日 現在の住所 (予定を含む)	☐ 上記と同じ ☐ 海外 ☐ 大阪市内の他の住所 () 区 ☐ 大阪市以外 () 市・区・町・村	
	フリガナ 氏 名				
	電 話 (優先的に使う連絡先 を○で囲んでください)	自 宅	-	-	-
		携帯 (父)	-	-	-
		携帯 (母)	-	-	-

※ 上記保護者を、認定通知及び子育てのための施設等利用給付の対象となる保護者とします。

次のとおり、子育てのための施設等利用給付にかかる認定（新2・3号）及び副食費補足給付認定を申請します。
(※私学助成幼稚園に入園又は在園し、新2・3号の要件に該当しない場合、新1号として認定されることに同意します。)

認定を希望する期間	年 月 日	～	就 学 前 その他 (〇〇 年 月 日まで)
利用 (予定) 施設	施設名		
	所在地		
	利用(予定)開始日		

世帯構成

※〇〇 年 4 月 1 日現在の年齢を記入してください。

区分	氏名	こどもとの 続柄	性別	年齢 ※	生年月日	勤務先名／通学先名等	市民税の 課税状況
申請に係る こども	(フリガナ)	本人	男・女		・ ・		
(世帯分離や単身赴任をしている人も含む) 世帯構成員	(フリガナ)		男・女		・ ・	(勤務先名／通学先名) (小学校 年) (幼稚園 歳児クラス) (保育所・その他 歳児) ☐ 同居 ☐ 別居 (住所)	☐ 課税 ☐ 非課税
	(フリガナ)		男・女		・ ・	(勤務先名／通学先名) (小学校 年) (幼稚園 歳児クラス) (保育所・その他 歳児) ☐ 同居 ☐ 別居 (住所)	☐ 課税 ☐ 非課税
	(フリガナ)		男・女		・ ・	(勤務先名／通学先名) (小学校 年) (幼稚園 歳児クラス) (保育所・その他 歳児) ☐ 同居 ☐ 別居 (住所)	☐ 課税 ☐ 非課税
	(フリガナ)		男・女		・ ・	(勤務先名／通学先名) (小学校 年) (幼稚園 歳児クラス) (保育所・その他 歳児) ☐ 同居 ☐ 別居 (住所)	☐ 課税 ☐ 非課税
	(フリガナ)		男・女		・ ・	(勤務先名／通学先名) (小学校 年) (幼稚園 歳児クラス) (保育所・その他 歳児) ☐ 同居 ☐ 別居 (住所)	☐ 課税 ☐ 非課税
該当有無	ひとり親世帯	無 ・ 有	在宅障がい者	無 ・ 有	生活保護	無 ・ 申請中 ・ 適用中	
		年1月以降の保護者の扶養関係の変化 ※該当の有無に○			無 ・ 有 (☐ 婚姻 ☐ 離婚 ☐ その他)		

保育が必要な理由（保護者ごとに該当する項目に○をつけてください）						本市記入欄	
続柄	1 就労	2 妊娠・出産	3 疾病・障がい	4 介護・看護	5 災害復旧		
	6 求職活動	7 就学	8 その他 ()				
続柄	1 就労	2 妊娠・出産	3 疾病・障がい	4 介護・看護	5 災害復旧		
	6 求職活動	7 就学	8 その他 ()				
保育が必要な理由 (具体的に記入してください。)							

受付

【認可外保育施設等用】
子育てのための施設等利用給付
認定（保育認定）申請書・現況届
(年度用)児 童 氏 名
認 定 通 知 番 号(あて先) 大 阪 市 長
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長

年 月 日

■ どちらかにレ点を記入

☐	認定申請書
☐	現況届 ※ 以前に保育所・認定こども園・地域型保育事業の利用申込をして「子どものための教育・保育給付認定」（有効期間内）を受けている方はこちらにチェックしてください。

市 内 在 住 の 保 護 者 ※	現住所	〒 ー	
	フリガナ		
	氏名		
	連絡先 優先的に使う 連絡先から順に 記載してください	子どもとの続柄	電話番号

※ 上記保護者を認定保護者（認定通知及び子育てのための施設等利用給付の対象となる保護者）とします。

■ 子育てのための施設等利用給付にかかる認定（保育認定）について、次のとおり申請し、現況を届け出ます。

認定を希望する期間	就学前まで 年 月 日 ～ その他（ 年 月 日 まで）	
利用（予定） 施設	施設名	
	所在地	
	利用（予定） 開始日	年 月 日

■ 世帯構成

※ 年（西暦） 年（西暦） 4月1日現在の年齢を記載してください。

区分	氏名	子どもとの 続柄	性別	年齢※	生年月日	同居／別居 別居の場合は住所所在地の 市町村名をご記入ください
申請にかかる 子ども	(フリガナ)	本人	男・女		. .	
（世帯分離や単身赴任をしている人も含む） 世帯構成員	(フリガナ)		男・女		. .	☐ 同居 ☐ 別居 ()
	(フリガナ)		男・女		. .	☐ 同居 ☐ 別居 ()
	(フリガナ)		男・女		. .	☐ 同居 ☐ 別居 ()
	(フリガナ)		男・女		. .	☐ 同居 ☐ 別居 ()
	(フリガナ)		男・女		. .	☐ 同居 ☐ 別居 ()
	(フリガナ)		男・女		. .	☐ 同居 ☐ 別居 ()
世帯	被保護世帯	該当・非該当	ひとり親世帯		該当・非該当	

■ 保育が必要な理由（保護者ごとに該当する項目に○をつけてください）

住所				住所	
続柄	1 就労	2 妊娠・出産（出産予定日： 年 月 日）	3 疾病・障がい	4 介護・看護	5 災害復旧
	6 求職活動（現在求職活動中・利用後に求職活動を行う）	7 就学	8 その他（ ）	9 不在（死別・離婚・未婚・その他）	
続柄	1 就労	2 妊娠・出産（出産予定日： 年 月 日）	3 疾病・障がい	4 介護・看護	5 災害復旧
	6 求職活動（現在求職活動中・利用後に求職活動を行う）	7 就学	8 その他（ ）	9 不在（死別・離婚・未婚・その他）	

住所	住所
時点	時点
☐ 大阪市	☐ 大阪市
☐ その他	☐ その他
()	()
時点	時点
☐ 大阪市	☐ 大阪市
☐ その他	☐ その他
()	()

第 号
年 月 日

子育てのための施設等利用給付認定通知書

様

大阪市長

子育てのための施設等利用給付について、次のとおり認定しましたので、通知します。

認定番号		
認定子ども	カシメイ	
	氏名	
	生年月日	
認定保護者	住所	
	氏名	
	生年月日	
認定区分		
保育の必要性の事由		
認定の有効期間		

注 1 認定の有効期間内であっても、保護者の就労状況等の変化や課税状況により認定を変更し、又は取り消すことがあります。

注 2 認定の内容に変更が生じた場合は、所定の様式により速やかに変更事項を届け出てください。

注 3 この処分に不服のある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に大阪市長に対して審査請求をすること及びこの通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に大阪市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。（訴訟において大阪市を代表する者は、大阪市長となります。）

なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければなりません。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

子育てのための施設等利用給付認定申請却下通知書

様

大阪市長

年 月 日に受理しました子育てのための施設等利用給付認定申請について、次の理由により資格が認められませんので、その旨通知します。

申請子ども	かたなめい	
	氏名	
	生年月日	
申請保護者	住所	
	氏名	
申請区分		
却下理由		

注 この処分に不服のある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に大阪市長に対して審査請求をすること及びこの通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に大阪市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。（訴訟において大阪市を代表する者は、大阪市長となります。）

なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

子育てのための施設等利用給付みなし認定通知書

様

大阪市長

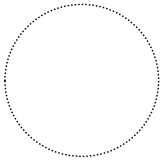
子育てのための施設等利用給付について、子ども・子育て支援法第 30 条の 5 第 7 項の規定に基づき、次のとおり認定を受けたものとみなされますので、通知します。

認定番号		
認定子ども	ｶｼﾒｲ	
	氏名	
	生年月日	
認定保護者	住所	
	氏名	
認定区分		
保育の必要性の事由		
認定の有効期間		

注 1 認定の有効期間内であっても、保護者の就労状況等の変化や課税状況によりみなし認定の内容が変更され、又は認定のみなしがなされなくなることがあります。

注 2 認定の内容に変更が生じた場合は、所定の様式により速やかに変更事項を届け出てください。

受 付



子育てのための施設等利用給付にかかる届出書

認定通知番号	
児童氏名	

(あて先)

大 阪 市 長
保健福祉センター所長

年 月 日

保 護 者 ※	現住所	() 方		
	フリガナ 氏 名			
	電 話 (優先的に使う連絡先から順に記載してください)	子どもとの続柄 ① ()	—	—
		② ()	—	—

施設等利用給付の対象子ども

施設等利用給付 の対象子ども	氏名	年齢 ※1	生年月日	支給認定番号 ※2
	(フリガナ)		. .	

※ 年4月1日現在の満年齢を記載してください。

給付対象となる認可外保育施設等の利用予定

利用施設名		利用開始日	年 月 日
利用施設所在地			

保育施設・事業（保育所・認定こども園・地域型保育事業）利用申込時から **保育事由等に変更がある場合** は、以下についても記載してください。

	旧	新
☐ 子どもの氏名		
☐ 保護者氏名		
☐ 保護者住所		

	父	母
☐ 保育事由（※） 保育事由の変更について届出を行う場合は、変更事由に応じた添付書類（就労証明書等）が必要となります。	☐ 就 労 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就 学 ☐ その他 ()	☐ 就 労 ☐ 妊娠・出産 出産(予定)日： 年 月 日 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就 学 ☐ その他 ()
☐ 勤務先（※） 勤務先の変更について届出を行う場合は、就労証明書が必要となります。	勤務先名称 所 在 地 電 話	勤務先名称 所 在 地 電 話
☐ そ の 他		

第 号
年 月 日

子育てのための施設等利用給付みなし認定取消通知書

様

大阪市長

子育てのための施設等利用給付認定について、子ども・子育て支援法第 30 条の 9 の規定に基づき、次のとおりみなし認定(当初の認定がみなし認定であったものを含む。)を取り消しましたので、通知します。

認定番号	
認定子どもの氏名	
認定保護者の氏名	
認定区分	
認定の有効期間	
取消年月日	
取消理由	

注 この処分に不服のある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に大阪市長に対して審査請求をすること及びこの通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に大阪市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。(訴訟において大阪市を代表する者は、大阪市長となります。)

なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければなりません。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

異動届 兼 認定変更申請書（幼稚園・認定こども園）

年 月 日

(あて先)
大 阪 市 長

認 定 保 護 者	住所	
	氏名	
	電話番号	

次のとおり、届け出ます。

認定変更事由発生日	施設名	子どもの氏名	子どもの生年月日
年 月 日		フリガナ	年 月 日

下記の変更により、施設等利用給付認定内容の変更を申請します。
あてはまる箇所の□にレ点を入れ、必要事項を記入してください（こども1人につき、1枚の記入が必要です。）。

届 出 事 由			
1	☐ 市外転出	転出先市町村 _____ 転出届出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 転居日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 施設退園の有無 有(転居に伴い退園する) ・ 無(転居後も引き続き利用する) ※引き続き施設を利用する場合は転出先の市町村において認定の手続きを行ってください。	
	☐ 退 園	退園[予定]年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 退園後の利用施設 無 ・ 有 上記が有の場合 利用開始(予定)日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 利用(予定)施設名 _____	
2	☐ 入 園 (既に大阪市で認定をお持ちの場合に)	入園[予定]年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 入園前施設情報 退園日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 利用施設名 _____	
3	旧（変更前）		新（変更後）
	☐ こどもの氏名		
	☐ 保護者の氏名		
	理 由	婚姻 ・ 離婚 ・ 死亡 ・ 認定保護者の変更 ・ その他（ ）	
	☐ 住 所		
	新 1 号 認 定 者 は 記 入 不 要	☐ 保育事由の変更・消滅 続柄：子どもの（ ）	☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 出産(予定)日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就 学 ☐ その他（ ）
	☐ 勤務先の変更 続柄：子どもの（ ）	勤務先名称 （ ） ※新たな勤務先の就労証明書が必要です。	
4	☐ そ の 他		

記載事項については、施設等利用給付に関することを使用させていただきます。
保育事由の変更の場合、変更後の事由に応じた添付書類が必要です。必要な書類は、裏面を参照してください。

異動届兼施設等利用給付認定変更申請書

令和 年 月 日

(あて先)
大阪市長

保 護 者	住 所	
	氏 名	
電話番号		
子どもとの続柄		

※電話番号は昼間につながる番号を記載してください。

次のとおり、届け出ます。

子 ども の 氏 名	生 年 月 日	利 用 施 設 名	備 考

あてはまるものにチェックを入れ、必要事項を記入してください。

届 出 事 由			
1	☐ 市外転出	転 出 年 月 日 年 月 日	
	☐ 保育事由の消滅	保 育 事 由 消 滅 年 月 日 年 月 日	
	☐ 現在利用中の施設を利用しなくなった事由	退所(利用終了)[予定]年月日 年 月 日 <退所(利用終了)後について> ☐ 幼稚園・認定こども園・認可保育所・小規模保育事業所に入所 施設名() 入所[予定]年月日 年 月 日 ☐ 別の認可外保育施設へ入所、一時預かり事業等を利用 施設名() ☐ その他()	
2		旧 新	
	☐ 子 ども の 氏 名		
	☐ 保 護 者 氏 名		
	☐ 住 所		
	☐ 保 育 事 由 (※) 続柄:子どもの() ※の変更について届出を行う場合は、変更事由に応じた添付書類(勤務(内定)証明書等)が必要となります。	☐ 就 労 ☐ 妊 娠 ・ 出 産 出産(予定)日: 年 月 日 ☐ 疾 病 ・ 障 が い ☐ 介 護 ・ 看 護 ☐ 災 害 復 旧 ☐ 求 職 活 動 ☐ 就 学 ☐ 育 児 休 業 ☐ そ の 他 ()	☐ 就 労 ☐ 妊 娠 ・ 出 産 出産(予定)日: 年 月 日 ☐ 疾 病 ・ 障 が い ☐ 介 護 ・ 看 護 ☐ 災 害 復 旧 ☐ 求 職 活 動 ☐ 就 学 ☐ 育 児 休 業 ☐ そ の 他 ()
☐ 勤 務 先 (※) 続柄:子どもの()	勤 務 先 名 称 所 在 地 電 話	勤 務 先 名 称 所 在 地 電 話	
3	☐ そ の 他		

☐ 上記の変更により、施設等利用給付認定の変更を申請します。
(2について変更の届出を行う場合は、必ず□にチェックを入れてください)

☐ 認定変更事由発生日 年 月 日

記載事項については、施設等利用給付に関することに使用させていただきます。

第 号
年 月 日

子育てのための施設等利用給付認定変更通知書

様

大阪市長

子育てのための施設等利用給付について、次のとおり認定変更しましたので、通知します。

認定番号		
認定子ども	ｶｼﾒｲ	
	氏名	
	生年月日	
認定保護者	住所	
	氏名	
	生年月日	
認定区分		
保育の必要性の事由		
認定の有効期間		

注 1 認定の有効期間内であっても、保護者の就労状況等の変化や課税状況により認定を変更し、又は取り消すことがあります。

注 2 認定の内容に変更が生じた場合は、所定の様式により速やかに変更事項を届け出てください。

注 3 この処分に不服のある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に大阪市長に対して審査請求をすること及びこの通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に大阪市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。（訴訟において大阪市を代表する者は、大阪市長となります。）

なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければなりません。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

子育てのための施設等利用給付みなし認定内容変更通知書

様

大阪市長

子育てのための施設等利用給付について、次のとおりみなし認定（当初の認定がみなし認定であったものを含む。）の内容を変更したうえで認定をしましたので、通知します。

認定番号		
認定子ども	ｶｼﾒｲ	
	氏名	
	生年月日	
認定保護者	住所	
	氏名	
	生年月日	
認定区分		
保育の必要性の事由		
認定の有効期間		

注 1 認定の有効期間内であっても、保護者の就労状況等の変化や課税状況により認定を変更し、又は取り消すことがあります。

注 2 認定の内容に変更が生じた場合は、所定の様式により速やかに変更事項を届け出てください。

注 3 この処分に不服のある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に大阪市長に対して審査請求をすること及びこの通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に大阪市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。（訴訟において大阪市を代表する者は、大阪市長となります。）

なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければなりません。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

子育てのための施設等利用給付認定取消通知書

様

大阪市長

子育てのための施設等利用給付認定について、子ども・子育て支援法第 30 条の 9 の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付認定を取り消しましたので、通知します。

認定番号	
認定子どもの氏名	
認定保護者の氏名	
認定区分	
認定の有効期間	
取消年月日	
取消理由	

注 この処分に不服のある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に大阪市長に対して審査請求をすること及びこの通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に大阪市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。(訴訟において大阪市を代表する者は、大阪市長となります。)

なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければなりません。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(あて先)

年 月 日

保 護 者	現住所	
	フリガナ氏名	
	電　話	(昼間連絡先) - - (続柄)

[illegible]

第 号
年 月 日

子育てのための施設等利用給付みなし認定通知書（更新）

様

大阪市長

子育てのための施設等利用給付について、次のとおり認定を更新しましたので、通知します。

認定番号		
認定子ども	ｶｼﾒｲ	
	氏名	
	生年月日	
認定保護者	住所	
	氏名	
認定区分		
保育の必要性の事由		
認定の有効期間		

- 注1 認定の有効期間内であっても、保護者の就労状況等の変化や課税状況により認定を変更し、又は取り消すことがあります。
- 注2 認定の内容に変更が生じた場合は、所定の様式により速やかに変更事項を届け出てください。
- 注3 この処分に不服のある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に大阪市長に対して審査請求をすること及びこの通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に大阪市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。（訴訟において大阪市を代表する者は、大阪市長となります。）
- なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

受 付

現 況 届

施設・事業者名	
児 童 氏 名	
認 定 番 号	

年 月 日

(あて先)
大 阪 市 長

保 護 者	現 住 所	
	フリガナ氏名	
	電 話	(昼間連絡先) (続柄)

施設等利用給付認定保護者、施設等利用給付認定子ども及びその子どもの属する世帯の状況について、下記のとおり現況を届けます。

区 分	氏 名 続柄 性別 生年月日 年齢 (.04.01 現在)	勤務先／通学先等	市民税の 課税の有無	
子 ど も の 家 族 状 況	子ども (フリガナ) 本人			
	子どもの家族世帯員	(勤務先／通学先名) ☐ 同居 ☐ 別居 (住所)	有・無	
		(勤務先／通学先名) ☐ 同居 ☐ 別居 (住所)	有・無	
		(勤務先／通学先名) ☐ 同居 ☐ 別居 (住所)	有・無	
		(勤務先／通学先名) ☐ 同居 ☐ 別居 (住所)	有・無	
		(勤務先／通学先名) ☐ 同居 ☐ 別居 (住所)	有・無	
ひ と り 親 世 帯		有・無	生 活 保 護 適 用	有・無
(1) 前回提出された内容の変更の有無についてチェックしてください。また、変更ありの場合は該当する項目すべてに○をつけてください。 ☐ 変更なし ☐ 変更あり 1 住所の変更 2 世帯員の増減 3 保護者の変更 4 保育が必要な理由の変更 5 氏名の変更 6 勤務先の変更 7 その他 ※上記3,4及び6の変更の場合は『異動届兼認定変更申請書 (添付書類を含む)』の提出が必要です。				
(2) 育児休業の取得の有無 (現在取得しているもの又は過去1年以内に取得していたもの) についてチェックしてください。 また、ありの場合は育児休業期間を記入してください。 ☐ なし ☐ あり 育児休業期間: 年 月 日 ~ 年 月 日				
(3) 上記(1)の『4 保育が必要な理由の変更』の有無にかかわらず、下記の(イ)現在の保育が必要な理由に保護者ごとに該当する項目に○をつけてください。また、保育が必要な理由を証明する書類を添付してください。				
(ア) 前回提出された保育が必要な理由		(イ) 現在の保育が必要な理由		
(続柄)		(続柄)	1 就労 2 妊娠・出産 3 疾病・障がい 4 介護・看護 5 災害復旧 6 求職活動 7 就学 8 その他 ()	
(続柄)		(続柄)	1 就労 2 妊娠・出産 3 疾病・障がい 4 介護・看護 5 災害復旧 6 求職活動 7 就学 8 その他 ()	

(注) 太枠の中の未記入箇所は必ず記入してください。印刷内容に追加、変更がある場合は余白に訂正内容を明記してください。